

「放送コンテンツ流通の促進方策に関する検討会」における ワーキンググループの設置について（案）

1 目的

「放送コンテンツ流通の促進方策に関する検討会」（以下、「検討会」という。）における検討内容である、権利処理の効率化の促進に係る事項について、実演家分野及び音楽分野においてそれぞれ専門的な観点から検討を行うため、ワーキンググループを設置する。

2 名称

各ワーキンググループの名称は、それぞれ「実演家関連WG」、「音楽関連WG」とする。

3 検討内容

- （1）「実演家関連WG」においては、実演に係る権利処理の効率化に向けた方策や、aRma（映像コンテンツ権利処理機構）の自立化推進等について検討する。
- （2）「音楽関連WG」においては、レコード原盤に係る権利処理の効率化に向けた方策等について検討する。

4 主査、構成員

- （1）各ワーキンググループの主査及び構成員は、検討会座長が指名する。
- （2）主査は各WGを招集し、主宰する。
- （3）主査は上記のほか、本WGの運営に必要な事項を定めることができる。

5 会議の公開

各ワーキンググループにおいては、構成員の所属組織において非公開とされる情報を元に検討を行う必要があることから、会議及び配付資料については原則非公開とし、公表に適する事項については、適宜検討会に報告することで公表に代えることとする。